

第 7 7 号議案

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 舗装広場

第 5 条第 1 項中「多目的広場」の次に「の施設」を、「者」の次に「(第 3 条第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる施設については、専用使用しようとする者に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市長篠地区多目的広場の駐車場の一部を舗装広場として市民の利用に供するため必要があるからである。